

大阪府告示第231号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和2年2月14日

大阪府知事 吉村 洋文

1 形質変更時要届出区域

守口市大字高瀬旧世木433番、434番、804番1、805番、806番1、807番、811番2、812番、813番、814番、815番、816番及び925番2の各一部並びに大字高瀬旧大枝700番1、700番2、701番及び702番の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、令第58条第5項第10号に該当する。